

「働き方改革」の取組支援に

コンサルティング費用、
出張費等全て無料です！

◎ ◎
無料でアドバイス！

働き方や休み方の見直しに
取り組む企業の皆さま！

働き方・休み方改善コンサルタントを 活用してみませんか？

「働き方改革」の取組を支援する経験豊富な専門家です！

- 社会保険労務士の資格を持つ者等、労働関係法令・制度に専門的な知識を持つ人物の中から、都道府県労働局長が任用した非常勤の国家公務員です。
- 「働き方・休み方改善コンサルタント」のご利用は**全て無料**です。また、御相談の秘密は固くお守りします。
- 労働基準法への対応を含めた労働時間制度等に関する電話・窓口相談、訪問コンサルティング等、幅広く対応いたします！

働き方・休み方
改善コンサルタント
とは？

※「働き方・休み方改善コンサルタント」の相談やコンサルティングは、各事業場における自主的な労務管理の改善をサポートするものであるため、労働基準監督署が行う立入調査とは異なりますので、お気軽にご活用ください。

例えば、こんなお悩みはありませんか？

- 従業員の健康のため、長時間労働を改善したい。
- フレックスタイム制や裁量労働制を導入したい。
- 仕事の無駄をなくし、労働時間、休日、休暇制度を見直したい。
- 年次有給休暇をはじめ、休暇制度を充実したい。
- 多様な正社員制度、無期転換ルールを検討したい。
- 労働時間や休暇制度に関する説明会の講師をしてほしい。

支援内容

【申込方法】

コンサルティングをご希望の方は、お手数ですが、裏面の利用申込書に必要事項をご記入の上、FAXまたは郵送にて送付してください。

後ほど茨城労働局 雇用環境・均等室より担当者様へご連絡いたします。

【問合わせ先】

茨城労働局 雇用環境・均等室 指導部門 働き方・休み方改善コンサルタント

〒310-8511 茨城県水戸市宮町1-8-31 茨城労働総合庁舎6階

電話：029-277-8295

FAX：029-224-6265

URL：<https://jsite.mhlw.go.jp/ibaraki-roudoukyoku/>



申込方法
問合わせ先

働き方・休み方改善コンサルタント利用申込書

令和 年 月 日

茨城労働局 雇用環境・均等室 指導部門 あて

FAX : 029-224-6265

働き方・休み方改善コンサルタントを利用したいので申し込みます。

事業場名			
所在地			
電話番号		FAX	
ご担当者	(職名)		
事業内容		労働者数	人
ご相談内容	<input type="checkbox"/> 労働時間関係 <input type="checkbox"/> 休暇・年次有給休暇 <input type="checkbox"/> 無期転換ルール <input type="checkbox"/> 賃金・退職金制度 <input type="checkbox"/> 多様な正社員制度 <input type="checkbox"/> 女性の活躍促進等 <input type="checkbox"/> その他 ()	具体的な相談内容 ()	
相談方法	<input type="checkbox"/> 個別訪問を希望 / <input type="checkbox"/> 茨城労働局窓口での相談を希望		
個別相談 希望日時	第一希望	令和 年 月 日 ()	時頃
	第二希望	令和 年 月 日 ()	時頃
	第三希望	令和 年 月 日 ()	時頃

コンサルタントの利用を希望される方は、お手数ですが本利用申込書をFAXもしくは郵送にて送付してください。当局担当者より、日程調整等のお電話を差し上げます。

<個人情報の取扱いについて>

本紙に記載いただいた個人情報については、働き方・休み方改善コンサルタントの利用申込の把握のみに使用し、当該事業場の許可なく第三者へ提供することはありません。

〒310-8511 水戸市宮町1-8-31 茨城労働総合庁舎6階

茨城労働局 雇用環境・均等室 指導部門 ☎029-277-8295 📠029-224-6265